



涼仙ゴルフ倶楽部 ◆ご利用の規則

〈規則の適用〉

第 1 条 当倶楽部を利用される方(会員、ゲストを問わない)は、お互いに快適で安全なプレーをお楽しみいただくために、当倶楽部会則の外、本規則に従ってご利用いただきます。

〈利用契約の成立〉

第 2 条 ①当倶楽部において施設をご利用される方は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。それにより当倶楽部は署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。
②当倶楽部の会員は、同伴されるゲストに事前に当倶楽部の会則の外、本規則の内容を詳しく知らせておいて下さい。

〈利用の予約、キャンセル等〉

第 3 条 プレーの予約、キャンセル等については当倶楽部所定の手続に従っていただきます。

〈施設利用の断り〉

第 4 条 当倶楽部は、次の場合施設の利用ならびに利用の継続をお断りすることがあります。
①満員のためスタート時間に余裕のないとき。
②当倶楽部に相応しくない服装であると認められる場合。
③公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をした場合又はそうした行為をするおそれがあると認められた場合。
④天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合。
⑤無断で写真撮影、録音、録画をされる場合。
⑥ルール、マナーにてらし、当倶楽部から警告されたにもかかわらず、指摘された行為を改めない場合。
⑦ゴルフバッグの重量が、1個10.5kgを超える場合。
⑧同伴者、紹介による来場者が暴力団、暴力団員、暴力団の準構成員その他反社会的団体に関係する者と判明したとき。
⑨身体に刺青又はタトゥーが入っている場合及びそれらと誤解をうけるものの全部又は一部を露出する行為がなされた場合。
⑩伝染病ないし感染症を有する場合、又は当倶楽部が定める感染症予防対策を遵守していただけない場合。
⑪その他、当倶楽部が定める会則および本規則に違反した場合、ならびに当倶楽部の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

〈営業日、営業時間〉

第 5 条 ①当倶楽部の営業日と営業時間は当倶楽部の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。
②降雨・降雪等の荒天又は当倶楽部のやむを得ない都合により、臨時休業させていただくことがあります。この場合、当倶楽部・予約者互いにキャンセル料は請求しないことといたします。

〈金銭その他高価品〉

第 6 条 金銭その他高価品については、所定の貴重品ロッカーに保管して下さい。貴重品ロッカー内の事故について、当倶楽部はその責任を負いません。

〈携帯品、自動車等〉

第 7 条 ゴルフクラブ、靴、鞆等の携帯品および施設内に駐車中の自動車等について、盗難、毀損事故が生じた場合、当倶楽部はその責任を負いません。

〈危険防止責任とエチケット、マナーの厳守〉

第 8 条 ①ゴルフは時により大変危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守りグリーンキャスターのアドバイスの如何にかかわらず、すべて自己の責任でプレーして下さい。
②ゴルフ場その他施設内でのカートの利用は、原則グリーンキャスターが行うものとします。プレーヤーその他の者がカートを運転し、その故意又は過失により自ら又は第三者(当倶楽部の従業員を含みますが、これらに限りません。)又は当倶楽部の施設に損害を与えた場合には、グリーンキャスターの同意の有無にかかわらず、カートの運転者及び同乗者においてその損害を補償又は賠償していただくものとします。

〈ティグラウンドにおける素振り〉

第 9 条 素振りは、特に指定された場所以外では行わないで下さい。打順以外の方は、ティグラウンドに入らないで下さい。

〈飛距離の確認〉

第 10 条 プレーヤーは打球について全責任を負うこととします。プレーヤーはグリーンキャスターのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打込まないよう打球して下さい。

〈打者の前方に出ないこと〉

第 11 条 同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

〈隣接ホールへの打込み〉

第 12 条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の打球の飛距離、飛行方向に

ついて適切に判断し、慎重に打球して下さい。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも十分注意して下さい。

〈退避および退避場所〉

第 13 条 先行組のプレーヤーは後続組に打球させるときは、後続組が全員打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

〈ホールアウト後の退去〉

第 14 条 ホールアウト後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

〈雷鳴、地震等発生の場合〉

第 15 条 ①雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。
②地震等緊急事態発生の場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。
③当倶楽部は、落雷および地震による被害について責任を負いません。

〈火気使用の禁止〉

第 16 条 ゴルフ場内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁いたします。煙草の吸殻、マッチの燃え殻等は必ずよく消して灰皿に入れて下さい。

〈違背の場合の責任〉

第 17 条 利用者が第8条、第9条、第10条、第12条、第16条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合ならびに第8条、第9条、第11条、第13条、第14条、第15条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。

〈緊急患者の処置〉

第 18 条 プレーヤーは自身の健康状態について常に充分配慮して下さい。万一、急病者の発生した場合は、当倶楽部は出来る限りの努力をしますが、結果については責任を負うことができません。

〈プレー終了後のクラブの確認〉

第 19 条 プレーヤーはプレー終了後、自身のクラブを点検し、間違いがないか慎重に確認して、所定の用紙にサインして下さい。確認後におけるクラブの損傷、紛失等について当倶楽部は責任を負いません。クラブの確認をしなかったり、確認後のサインをしなかった場合も同様とします。

〈施設等に損害を与えた場合〉

第 20 条 利用者の故意又は過失により、当倶楽部の施

設および当倶楽部の従業員に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

〈施設内への持ち込み品〉

第 21 条 施設内へ下記のものを持ち込むことをお断りいたします。
①ペット類
②著しく悪臭を放つもの
③鉄砲、刀剣等
④揮発油、火薬等、発火、爆発のおそれのあるもの
⑤騒音を発するもの

〈行為の禁止〉

第 22 条 施設内での下記の行為はお断りいたします。
①とばくその他風紀を乱す行為
②物品販売、宣伝広告等の行為
③利用者以外のコース内および練習場への立入り(特に許可する場合を除く)
④写真撮影、録音、録画等の行為(特に許可する場合を除く)
⑤他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為
⑥飲食品、酒類を持ち込む行為
⑦法令、条例に抵触するおそれのある行為
⑧パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びその他ハラスメントに該当する行為
⑨その他、前各号に準ずる行為

〈ゲストの行為の責任〉

第 23 条 ①ゲストは、当倶楽部において施設をご利用されるにあたって、当倶楽部会則・規約、ご利用の規則、ご利用の案内を遵守するものとし、ゲストの施設利用に関する当倶楽部の利用上の負担金、その他の支払いならびに当倶楽部内における一切の行為について責任を持っていただきます。
②ゲストを同伴した会員およびゲストを紹介した会員も、当倶楽部会則・規約、ご利用の規則、ご利用の案内に定める通り、当該ゲストの当倶楽部利用上の負担金、その他の費用の支払いならびに当倶楽部内における一切の行為について前項のゲストの責任に加えて、責任をもっていただきます。
③前項の定めにかかわらず、理事会及び会社は、ゲストの当倶楽部利用上の負担金、その他の費用の支払いならびに当倶楽部内における一切の行為について責任を負わないものとします。

付則

この規則は平成4年7月26日から施行します。
※令和3年5月19日 改正
※令和4年9月10日 改正